

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

(令和6年4月1日現在)

ケアセンターいぶき居宅介護支援事業所

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(米原市指定 第2572400246号)

当事業所はご利用者に対して指定居宅支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容を次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅で介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービス利用することが出来るよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とその家族等の希望をお伺いして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1 事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

法人名	公益社団法人地域医療振興協会
法人所在地	東京都千代田区平河町2-6-3
事業所名称	ケアセンターいぶき居宅介護支援事業所
介護保険指定 事業者番号	米原市指定 (指定事業者番号: 2572400246)
事業所所在地	滋賀県米原市春照58-1
管理者	川崎 恭子
連絡先	T E L : 0749-58-1222 F A X : 0749-58-8036
相談担当者	川崎 恭子
事業所の通常の 事業実施地域	米原市

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	ケアセンターいぶき居宅介護支援事業所は、要介護者の心身の状況、環境に応じて、利用者及び家族の意向等を基に、居宅サービス及び施設サービスが適正に利用できるようなサービスの計画を作成するとともに、適正且つ円滑なサービスが確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整、その他の便宜の提供を行うことを目的とする。
運営方針	1 利用者が要介護状態になった場合において、可能な限り居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮して援助を行う。 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、指定居宅介護サービス事業者、介護保険施設等との連携を図り総合的なサービスの提供に努める。 5 米原市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を遵守する。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間・事業所の職員体制

営業日	月・火・水・木・金（祝日、12月29日～1月3日までを除く）		
営業時間	午前8時30分～午後5時30分まで		
窓口担当者	川崎 恭子		
人員体制	介護支援専門員	3名	(R6年4月1日現在)

2 サービスの内容

(1) 居宅サービス計画の作成

① 事業者は居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。

ア 介護支援専門員は、利用者宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援するうえで解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、介護保険法に基づく居宅サービス計画を作成し、交付・説明します。

イ 利用する居宅サービスの選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者又はその家族に提供します。

ウ 事業者は利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、福祉用具、地域密着通所介護の各サービス毎の利用割合については別表にて記載してあります。

エ 事業者は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。

オ 事業者は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治医等の意見を求めます。

カ 事業者は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者又はその家族に対して説明します。

(2) サービス事業者等との連絡調整

当該地域における居宅サービス事業者に関するサービスの内容等の情報を提供し、サービスの選択を求め、居宅サービス計画及び居宅サービス事業に関し、利用者の同意を得たうえで、サービス事業者等との連絡調整を行います。

(3) 居宅サービス計画の実施状況の把握、評価

ア 居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他便宜を行います。

イ 事業者は居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。

(4) サービス担当者会議の開催

居宅サービス計画を効果的かつ実施可能な質の高いものとするため、居宅サービス事業者等の担当者からなるサービス担当者会議を開催し、担当者から意見を求めます。

(5) 給付管理

事業所は、居宅サービス計画作成後も、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

(6) 介護保険施設への紹介

事業者は、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合または、利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する時には、利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

(7) 医療機関との連携

利用者等は、医療機関へ入院した際にその入院先医療機関に担当介護支援専門員の氏名・連絡先等を伝えるよう求めます。事業者は、利用者が退院後も在宅での生活がスムーズに行えるように医療機関に情報を提供し連携を図ります。

(8) 要介護認定等の協力

事業者は、利用者の要介護認定の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。

3 サービス利用料金・その他の費用

(1) 居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）はご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することが出来ない場合は、1 カ月あたり別表の料金を頂き、当事業所から契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

料金については、別表に記載してあります。

(2) 交通費

通常の事業の実施地域以外の居宅への訪問に要した交通費は、その実費を頂きます。なお、自動車を使用した場合、次の額を頂きます。

★ケアセンターいぶきから、片道 10 km 以上 15 km 未満 250 円

★ケアセンターいぶきから、片道 15 km 以上 500 円

前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に事前に文書を説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとします。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記（1）（2）の料金・費用を頂く場合は、1 ケ月ごとに計算し、翌月 10 日までに利用者宛に請求書をお届けしますので、翌月の 20 日までにお支払い下さい。

◇ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い期日から 2 ケ月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内にお支払いがない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくこととなります。

4 利用者の居宅への訪問頻度の目安

利用者の居宅サービス計画中は、少なくとも月 1 回訪問します。また利用者からの依頼や居宅支援業務の遂行に必要と認められる場合には、利用者の居宅を訪問することがあります。

5 介護支援専門員の交代

(1) 利用者からの交代の申し出

選任された介護支援専門員の交代を希望する場合は、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他、交代を希望する理由を明らかにして、事業所に対して交代を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

(2) 事業所から他法人の居宅介護支援事業所、介護支援専門員の交代

事業所の都合により、他法人の居宅介護事業所への紹介、介護支援専門員を交代することがあります。

その場合は、利用者及びその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

6 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者及びその事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

② 個人情報の保護について

事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。

事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

7 介護支援業務に関する相談、苦情について

【事業所の窓口】

管理者 川崎 恭子
所在地 滋賀県米原市春照 5 8 - 1
TEL 0 7 4 9 - 5 8 - 1 2 2 2
FAX 0 7 4 9 - 5 8 - 8 0 3 6
受付時間 午前 8 : 3 0 ~ 午後 5 : 3 0

【法人の窓口】

事務部長 仲谷 良徳

所在地 滋賀県米原市春照 5 8 - 1

TEL 0 7 4 9 - 5 8 - 1 2 2 2

FAX 0 7 4 9 - 5 8 - 8 0 3 6

受付時間 午前 8 : 3 0 ~ 午後 5 : 3 0

【行政機関の窓口】

米原市くらし支援部高齢福祉課

TEL 0 7 4 9 - 5 3 - 5 1 2 2

滋賀県国民健康保険団体連合会

TEL 0 7 7 - 5 2 7 - 0 0 6 5

8 事故発生時の対応

事業所は、自らが提供した居宅介護支援により事故が発生した場合は、市町村、本人の家族に連絡を行い、必要な措置を講じます。

9 人権擁護・虐待防止

事業所は、虐待防止の指針に基づき、対策を行います。本人の人権の擁護、虐待の防止等の為、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、介護支援専門員に対し研修の機会を確保します。虐待を発見した時には行政への通報を行い、ご利用者の安全の確保に努めていきます。

10 ハラスメント対策

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、介護支援専門員が働きやすい環境づくりを目指すとともに、介護支援専門員に対する研修の機会を確保します。
- (2) 利用者が事業所の介護支援専門員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

11 非常災害対策

事業所は、非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の指定居宅介護支援事業者等との連携および協力を行う体制を構築するよう努めます。

別表

サービス利用料金について

基本料金

居宅介護支援費(Ⅰ)：取扱い件数が介護支援専門員一人当たり 40 件未満である場合

介護度	料金
要介護 1・2	10,860 円
要介護 3・4・5	14,110 円

加算

加算名	料金		備考
初回加算	3,000 円		新規にケアプランを作成した場合、又は要介護度区分が 2 段階以上変更になった場合
入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,500 円		利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、その病院又は診療所の職員に対し必要な情報を提供した場合
入院時情報連携加算(Ⅱ)	2,000 円		利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、その病院又は診療所の職員に対し必要な情報を提供した場合
退院・退所加算 ※カンファレンス参加無し	4,500 円	連携 1 回	入院又は入所していた利用者が退院・退所するにあたり、病院又は施設等の職員と面談を行い、居宅サービス計画を作成し、サービスの調整を行った場合
	6,000 円	連携 2 回	
退院・退所加算 ※カンファレンス参加あり	6,000 円	連携 1 回	
	7,500 円	連携 2 回	
	9,000 円	連携 3 回	
通院時情報連携加算	500 円		利用者が医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師に対して必要な情報を提供し、医師又は歯科医師から情報の提供を受けた上で居宅サービス計画書に記録した場合
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000 円		病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行った場合 (1 月に 2 回まで)
特定事業所加算(Ⅲ)	3,230 円		中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行なうほか、専門性の高い人材を確保し、地域全体のケアマネジメントの質の向上に資することを目的とする
ターミナルケアマネジメント加算	4,000 円		在宅で亡くなられた利用者に対し、利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡前 14 日以内に 2 日以上利用者又はその家族の居宅を訪問し、心身の状態を記録し主治医や居宅サービス事業者へ情報を提供した場合